

(事前通告用) 第2問

1 答弁の要約の確認について

- ①事務局が審査会で期限付認定を提案、実際は期限ではなく「条件付の認定と取消」で旧制度を適用し認定をした。
- ②旧制度では5億2,100万円、新制度では約1,970万円、その差が約5億円。
- ③条件付の認定と取消を付加した認定は、条文の規定が全くない、条文の根拠がない、条文に基づかない認定である。
- ④市は、条文に基づかない認定を正当化するために、「附款(ふかん)」を持ち出した。
- ⑤市は、「現状では工場建設が不可能」と認識しながら認定した。
- ⑥市は、認定前着手届を受領していた、市街化調整区域のままでは開発不可能と認識していた。
- ⑦市は、過去に市街化調整区域内に立地する企業を認定したが、いずれも市街化調整区域のまま立地が可能なケースであったから無条件で認定したが、今回は条件を付けて認定した。

2 答弁の矛盾について

- ①操業開始の時期を平成24年9月1日した市の認定と、市街化区域の編入時期が変わる（遅れる）ことも考えられるとの答弁は矛盾しているのでは

A（経済部長答弁）

操業開始時期を申請書のとおり平成24年9月1日のまま認定したことにつきましては、ラッシュジャパン社の申請書にありますとおり、当時の区画整理のスケジュールや工場建設工事の期間等を考慮しまして、妥当であると判断したものでございまして、市街化区域への編入時期が遅れる可能性については、あくまで可能性として考えられるものですので矛盾があるとは考えておりません。

3 脱税事件について

①把握した時期等

②反面調査の有無

③認定地との関連性の有無

A（経済部長答弁）

脱税事件につきましては、12月14日のインターネットニュースで知りました。

市といたしましては、報じられている以上のことは承知してございません。

本件の立地場所である土地は、申請時点で大半が取得済みでございまして、土地の登記を確認したところ、関山建設株式会社からラッシュジャパン社に所有権が移転しております。

4 決済区分について

①5億円の奨励措置に係る決済区分はだれか

A（経済部長答弁）

立地計画を認定する際は、すべて市長決裁で処理しております。

本件の認定を含め、許認可等の行政処分につきましては、相模原市事務専決規程第19条第1号の規定により、市長決裁で処理しております。

5 申請者との調整の具体的内容と経過について

①調整の具体的内容と経過を時系列に沿って伺う

A（経済部長答弁）

本件の立地等事業計画認定申請書が提出されるまでの経過につきましては、平成20年4月にラッシュジャパン社から立地場所の相談が寄せられ、以後6回にわたり、希望する立地場所や時期について、区画整理のスケジュールについて、STEP50や神奈川県インベスト神奈川の適用等について調整を図った後、平成22年3月10日に申請書及び認定前着手届が提出されております。

6 「附款（ふかん）」と条例改正について

①第5条第3項の追加理由

②第12条第1項第3号の改正（第5条第3項の追加）理由

③「附款（ふかん）」と条例改正の関係

A（経済部長答弁）

平成22年4月の条例改正におきましては、選択と集中の考えの下、4つの新たな都市づくりの拠点を奨励措置の手厚い地区とすることを念頭に改正を行いました。

しかし、4つの新たな都市づくりの拠点につきましては、いずれも市街化調整区域や非線引き都市計画区域内の用途地域のない地域であるため、市街化区域の編入が前提となるなど、本件と同様の状況であることから、附款による対応ではなく、条件を付す根拠及び取り消しができる場合の根拠を条例に明文化することとしたものでございます。

7 旧条例第12条について

①制限列举では

A（経済部長答弁）

旧条例第12条の規定は、工場の操業開始後、奨励金の交付決定がされた企業に対する奨励措置の取消しについて制限列举した規定でございます。

②取消・停止は条例に明文の規定がなければ不可能では

A（経済部長答弁）

先ほど御答弁申し上げましたとおり、附款により取り消すことは可能であると考えております。

③第3号違反に附款が含まれるのか

A（経済部長答弁）

旧条例第12条第3号及び第8条第2項は、いずれも工場の操業開始後、奨励金の交付決定がされた企業に対する規定でございます。

旧条例第12条第3号では、「第8条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき」と規定してございまして、附款により付した条件違反についての取消しの根拠となるものではございません。

8 附款と旧条例の関係

①第8条第2項の条件が従たる意思表示としての附款では

A（経済部長答弁）

附款につきましては、法令に附款を付すことについての明示的な規定がある場合と、ない場合のいずれも可能でございます。旧条例第8条第2項の規定は、附款を付する場合があることを明示した規定と考えております。

②附款(条件)を可能とする為には条文中にその旨の規定がなければ不可能では

A（経済部長答弁）

先ほど御答弁申し上げましたとおり、条文中に明示された規定がない場合でも、附款を付すことは可能であると考えております。

③旧条例の第5条には、その旨の規定がなく附款(条件)を付加することは不可能で、可能とする為にこそ条例を改正したのでは

A（経済部長答弁）

平成22年4月の条例改正におきましては、選択と集中の考えの下、4つの新たな都市づくりの拠点を奨励措置の手厚い地区とすることを念頭に改正を行いました。

しかし、4つの新たな都市づくりの拠点につきましては、いずれも市街化調整区域や非線引き都市計画区域内の用途地域のない地域であるため、市街化区域の編入が前提となるなど、本件と同様の状況であることから、附款による対応ではなく、条件を付す根拠及び取り消しができる場合の根拠を条例に明文化することとしたものでございます。

④旧条例の下では、条件付き認定は条例違反では

A（経済部長答弁）

先ほど御答弁申し上げましたとおり、条例上に明文規定がない場合でも認定に条件を付けることは可能と考えており、条例違反とは考えておりません。

⑤条例違反の条件付の「認定（第5条違反）・認定取消条件」は、条件がないのと同じで、無条件となり認定そのものが無効となるのでは

A（経済部長答弁）

本件の附款につきましては、行政行為に付した附款であり、適法と考えておりまして、認定が無効となるものではございません。

⑥決裁権者の思惑で恣意的に5億円の奨励金で使用されては、将にヤミ金融並み「ヤミ行政」ともいうべき憂慮すべき非常事態であり、ステップ50の奨励金の原資は市民の税金であり、お金が伴うからこそ、条例で条件も決め厳格な運用をすべきでは

A（経済部長答弁）

立地等事業計画の認定につきましては、相模原市企業立地等審査会にお諮りし、企業の経営状況、強み、技術力など様々な観点から検討を行い答申をいただいた上で市長が決定をしておりますので、決して恣意的な運用が可能なものではございません。

⑦認定の撤回をすべきと考えるが、撤回の意思を伺う

A（経済部長答弁）

本件の認定につきまして、撤回する考えはございません。

9 地方公務員法第32条

①法令等（条例）の遵守義務違反では

A（経済部長答弁）

本件の認定に際しまして、法令に違反するところは何もございません。

10 審査会について

- ①ラッシュジャパンの条件付認定に関して、審査委員会では条例の根拠がないことを前提にされているのか
- ②事務局は、附款や、附款と条例の関係について、審査委員会で十分説明しているといえるのか
- ③万一、認識・説明に齟齬があれば、審査委員会をやり直す必要があるのでは

A（経済部長答弁）

先ほども御答弁申し上げましたとおり、附款につきましては、法令上の根拠がなくても可能でございます。

審査会の委員の皆さまには、委嘱に当たり、条例の趣旨、内容をきちんと御説明してございます。従いまして、本件につきまして再度審査会を開催する考えはございません。

1 1 現状では建設不可能について

①都市計画法第33条、第34条第6号に言及の上で、他の調整区域との違い及び大野台の神奈川企業団地との違いを具体的に伺う

A（経済部長答弁）

都市計画法第33条は、開発行為により建築される建物の用途、道路、排水施設等の技術的基準が規定されたものでございまして、同法第34条は、市街化調整区域内において可能な開発行為が列挙されているものです。

大野台のS i a神奈川企業団地につきましては、現在16社が立地し、そのうち15社がSTEP50を利用してございます。

この企業団地は、神奈川県が独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業の工場集団化事業として行ったもので、都市計画法第34条第6号に該当し、市街化調整区域内での開発行為が可能となっているほか、同法第33条の基準につきましても、S i a神奈川企業団地は、満たした上で立地しております。

一方、ラッシュジャパン社の立地計画につきましては、都市計画法第34条各号のいずれにも該当しないものですので、現状では市街化調整区域である本件土地に工場の建設はできないものでございます。

②特定保留区域とは、区画整理完了を条件とする市街化区域編入政策であり、区画整理事業の行方は認定の時点でも、未だに都市計画決定もされてなく現在でも「未定」であり、市街化区域に編入される保証がないのに市が認定することは、当該企業に開発できる土地であると誤解させることにはならないのか。

A（経済部長答弁）

ラッシュジャパン社の立地等事業計画認定申請書の提出に際しましては、6回にわたる調整の場を設けまして、区画整理のスケジュールのほか、STEP50の適用等について調整を行い、あくまで市街化区域への編入後の建設工

事になる旨十分説明をし、同社も理解をしているところでございます。

1 2 3 年内の操業可能と想定とした理由について

①平成22年6月15日の認定審査会の時点で、関係機関との協議、都市計画法の手続、区画整理に対する手続きはどのようなになっていたのか。

A (まちづくり事業部長答弁)

平成22年度のインターチェンジの開設を見据え、平成23年度中の市街化区域編入、組合設立認可を目標として、当麻地区まちづくり組合設立準備委員会の中で検討を進めてきたところでございます。

当時は、平成19年8月に当麻地区まちづくり研究会が発足し、住民主体の具体的なまちづくりの検討がされていきました。

②組合施行の区画整理事業を行うことに対する地権者の意向把握ができた時期、区画整理組合の準備会が発足した時期(年月日)を伺う

A (まちづくり事業部長答弁)

平成19年8月に当麻地区まちづくり研究会が発足し、平成21年2月に賛同書を収集し、同年12月に当麻地区まちづくり組合設立準備委員会が発足しております。

③都市計画に関しては、関係機関との協議、都市計画説明会から都市計画の決定までの都市計画の手続き、区画整理事業による造成工事等を経て建設工事が行われる。

私は、関係機関との協議に約10カ月、都市計画手続きに約10カ月、区画整理事業による造成工事等に約6カ月、当該企業の工場建設期間に約12カ月位の期間が必要と考えるが、認定時点で手続き期間に関して見通しの根拠を伺う

A (まちづくり事業部長答弁)

平成22年度のインターチェンジの開設を見据え、平成23年度中の市街化区域編入、組合設立認可を目標として、当麻地区まちづくり組合設立準備委員

会の中で検討を進めてきたところでございます。

都市計画等の手続には、約2年を見込んでおります。

④仮に、来年早々の平成24年1月に都市計画説明会が開催されても、都市計画説明会から都市計画決定まで約10カ月、区画整理事業による造成工事等に約6カ月、工場建設に約12カ月の期間を要するとすれば、操業開始は28カ月後の平成26年5月頃となり、認定日である平成22年7月12日の翌日から3年以内の操業開始、即ち平成25年7月12日の操業開始は事実上困難ではないか

⑤そこで、各手続きに要する期間に関して、都市計画課、拠点整備課に私の考えと関係法令を踏まえた上で、その手続期間について伺う。

A（まちづくり事業部答弁）

関係法令を踏まえた各手続に要する期間についてでございますが、今後、地権者の方々の土地活用の御意向を最終的に確認した上で具体的なまちづくり計画の案をつくり、4月以降、地権者の方々へ個別に説明し、全体説明会を開催した後、土地区画整理事業に対する本同意の取得を行い、また、関係機関との協議や都市計画の手続などを経て、平成24年度中の市街化区域編入、組合設立認可、事業着手を目指してまいりたいと考えております。

⑥仮に編入時期が遅れても、操業開始は可能と想定したとあるが、組合施行による区画整理が前提であり、現実的根拠のない想定では

A（経済部長答弁）

市街化区域への編入時期につきましては、当時、当麻地区まちづくり組合設立準備委員会が作成したスケジュールを確認しており、操業開始予定日は妥当と判断したものでございます。

⑦余裕を持たせて3年としたその余裕の根拠について

A（経済部長答弁）

条件について3年とした根拠でございますが、操業開始予定日である平成24年9月1日を含み、かつ、区切りのいい期間として想定したものでございます。

⑧区画整理そのものの完了も完成の時期（編入の時期）の保証もない時期に認定しているが、完了の保証をどのように考えていたのか

A（経済部長答弁）

リーマンショックのような大きな経済事情の変化や東日本大震災等の災害により、企業の計画に影響が出て操業開始日が遅れる場合等に関しましては、旧条例第6条及び旧規則第11条第2項第3号の規定により立地等事業計画の変更の手続を行うことで対応しているところでございます。

13 認定前着手届及びコンサル業務発注について

①都市計画法第29条は、制度としては開発行為の許可であるが、実質的には開発行為等の規制であり、許可権者たる規制者は政令市の場合は市長であり、市長は、市街化調整区域のままでは開発不可能と認識しながら、開発を前提とした業務発注の事実を承知の上で、宅地利用目的の宅地造成工事を黙認、即ち都市計画法第29条違反を黙認していることにならないか。

A（経済部長答弁）

現在、同社の土地において行われている工事は、いわゆる盛土条例による許可を受けて行っているもので、都市計画法第29条違反ではございません。

14 妥当性の判断の根拠について

- ①区画整理事業のスケジュールを確認したのは申請者であり、平成24年9月1日操業開始予定日と申請されたため妥当と判断したとの答弁では、申請者の言うまま、気ままであり、市の主体的な判断の根拠がないが、何故主体的な判断をしなかったのか、できなかったのかその理由を伺う。

A（経済部長答弁）

先ほど御答弁申し上げましたとおり、申請の前にラッシュジャパン社と調整を行い、区画整理のスケジュールも確認をして申請され、認定に際しましても再度スケジュールを確認して妥当と判断したものでございます。

- ②市は、結果的に当時妥当と判断したが、その根拠を伺う。又、現時点でも妥当だと言えるのか。

A（経済部長答弁）

ラッシュジャパン社からの申請を受け、認定に際し、再度区画整理のスケジュールを確認した上で妥当と判断したものでございます。

現時点では、本件の立地等事業計画と区画整理のスケジュールは整合しなくなっておりますが、区画整理事業の進捗を見極め、時期を見て条件の変更等について検討してまいりたいと存じます。

小林議員一般質問 3問目

- 1 本件と同様の状況であるなら、附款による対応ではなく根拠を条文に明文化したと答弁されたが、本件と同様の状況であれば、条例改正することなく「附款」で十分である。

附款で対応できることと条例改正することは矛盾するのでは。少なくとも不必要では

A（経済部長答弁）

旧条例は、平成22年3月31日で失効しますが、継続した企業誘致のため新条例を制定したものでございます。

その際に、先ほど御答弁申し上げましたとおり、市街化調整区域などが対象となることから、条文に明記したものでございます。

- 2 平成20年4月から6回ステップ50の適用を調整の上でこの外資系会社は平成20年10月から平成21年12月まで土地の購入をした。

旧ステップ50の適用を前提に土地を購入したことになり、市がステップ50の適用を既にこの時点で約束していたのではないか。

A（経済部長答弁）

約束をした経過はございません。

- 3 現時点では、時期の整合性がなくなって「時期を見て条件変更等を検討する」とは、附款「3年以内の操業開始は取り消す」も変更するのか、それとも認定を取り消すのか

A（経済部長答弁）

附款の変更、又は取消しを検討するもので認定を取り消す考えはございません。

- 4 附款について、学術書を参考にしたとの答弁であったが、その本の名前、

著者は

A（経済部長答弁）

塩野宏著「行政法」でございます。